

## 4 1 6 の 2 印鑑票および見本証券または見本証券の取戻し

⇒ 4 1 6 参照・印鑑票の取戻し

事務手順	取扱要領
①取戻すとき	<p>○ 印鑑票（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票毎配布分）を他の支払場所から取戻す必要があるときは、適宜の取戻通知書を作成し、店印を押印したうえでその支払場所へ送付する。</p> <p>＊ 印鑑票（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票毎配布分）の取戻しを要するものには次のようなときがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払場所変更の請求を自店が新支払場所として受付けたとき</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>印鑑票・見本証券取戻通知書の例示参照</p> </div> <p>＊ 見本証券（印鑑票毎配布分）のみを取戻すときも同様に取扱う。</p> <p>⇒ 4 2 9 参照・同時請求の取扱</p> <p>上記印鑑票および上記見本証券の送付を受けたときは、4 1 6 に準じて、国債証券類送付書および請求書・届書の記載内容を確認し、国債証券類受領書を当該印鑑票および当該見本証券の送付元へ送付する。</p> <p>○ 受入れた印鑑票（見本証券添付分）のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自店が新たに支払場所となるものは、当該印鑑票とともに取戻した見本証券（印鑑票毎配布分）と一緒に他の印鑑票とは別整理して保管する。</li> <li>⇒ 見本証券（印鑑票毎配布分）を印鑑票（見本証券添付分）と一緒に保管する方法は、2 3 1 参照</li> <li>● 上記以外のものは、当該印鑑票とともに取戻した見本証券（印鑑票毎配布分）と一緒に各種の請求書・届書などの添付書類として取扱う。</li> </ul>

②適宜の取戻通知書を受けたとき

○ 他店から印鑑票（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票毎配布分）の取戻通知書（書式適宜）の送付を受けたときは、自店で整理保管している印鑑票（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票毎配布分）から該当分を抜き出し、当該印鑑票および当該見本証券を速やかに取戻通知元へ送付する。

\* 見本証券（印鑑票毎配布分）のみの取戻通知書（書式適宜）の送付を受けたときは、自店で付せんを貼付して保管している当該見本証券を抜き出し、当該見本証券を速やかに取戻通知元へ送付する。

⇒ 4 1 1 参照・取扱機関相互間の証券の送付

印鑑票・見本証券取戻通知書の例示

(日付) 20.10.1

印鑑票・見本証券取戻通知書

〇〇郵便局 御中

〇〇銀行〇〇支店

店  
印

店印を押す。

下記印鑑票および見本証券を国債証券類送付書・受領書を添えて至急当店へ送付してください。

記名		取戻事由		
甲野 太郎		支払場所変更		
名称	記号	券面種類	番号	枚数
印鑑票（第二十四回特別 給付金国庫債券）	い	1, 000 <sup>千円券</sup>	1 2 3 4 5 6 7	1
見本証券（第二十四回特 別給付金国庫債券）				1
合 計				2

通知を受けた店舗が保管(保管期間1年)する。

● 見本証券（印鑑票毎配布分）のみを取戻すときも同様の取戻通知書を作成する。